

南あわじ市 平成 19 年度 事務事業評価シート 新規 継続
(事業 委託 補助用)

I 基本事項

整理番号 355

事業名	老人保健特別会計繰出金		予算科目	会計	一般会計・1
担当部課名	健康福祉部	保険課		款	民生費・3款
電話	0799 - 44 - 3003			項	社会福祉費・1項
事業分類	<input checked="" type="checkbox"/> 義務的(法定)事務 <input type="checkbox"/> 任意的(自治)事務	法的根拠 (法令、条例、要綱等)	目	福祉医療費・4目	老人保健法
南あわじ市総合計画 施策体系	まちづくりの柱	安らぎづくり_元気あふれ_住んで快適なまちづくり_			
	まちづくりの目標	延ばせ健康寿命_【健康】			
	施策目標	健康増進や予防などに関する意識を高め、信頼性の高い医療・救急医療が受けられる仕組みを整える			
該当する事業について「 」を選択		施策的	事業	業務委託	負担金補助

II Plan (計画、事業内容、事業背景)

事業概要	目的	対象(誰を・どのような状況の人に) 老人保健対象者(75歳以上、ただし、年齢未到達者のうち昭和7年9月30日生以前の方及び65歳以上の一定以上の障害認定者等含む) 平成19年4月末対象人数 8,102人		対象人数(人) 8,102		
	目的	意図(どのような状態になってもらいたいのか、事業を実施する「本来の目的」を記入) 老人保健事業費の財源は、各保険者の拠出金及び国・県・市町村負担金で成り立っており、制度改正により昨年度より経過措置中であるが、最終的には市町村の負担は1/12となる。その負担分を市の一般会計から特別会計へ繰出ししている。				
	実施内容	(何をどのような手段・内容・手順により目的を達成させるのか) 運営の主体が市町村となり、会計は特別会計を設け、加入者の資格管理、医療費の支払事務を行う。年間の医療費の実績をもって国・県・社保支払基金・南あわじ市一般会計に、割合に応じ請求を行い、老人保健事業を行っている。				
	背景	(どのような現状・課題・要望によって事業が実施されるに至ったか、他の自治体の動向など) 人口が高齢化すると医療に費用がかかるようになるため、年齢構成の違いは保険制度に大きな影響を与える。中でも国民健康保険においては、被用者保険の退職者が加入するため、老人の加入率が高まり、そのため医療費の支出が増加せざるを得ない構造となっていた。この問題を解決すべく、老人にかかる医療費を国、県、市町村、医療保険各保険者が共同で負担することにより、国民全体で公平に負担する目的で、老人保健制度が設けられた。				
	事業実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市直営	<input type="checkbox"/> 民間・その他 ()			
事業期間	<input type="checkbox"/> 平成	年度	~	平成	年度	<input checked="" type="checkbox"/> 設定なし
合併協議事務調整内容	(合併前における事業実施団体と合併時における事務調整経緯) <input checked="" type="checkbox"/> 旧緑町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧西淡町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧三原町 <input checked="" type="checkbox"/> 旧南淡町 <input type="checkbox"/> 旧広域事務組合 <input type="checkbox"/> 新市から 老人保健法に基づく業務であるため、特になし。					

Ⅲ Do (事業活動・成果、投入資源・コスト)

「実施内容」により得られる活動結果指標 (アウトプット)	指標名	年間医療費給付件数			指標単位 件
	指標説明 (指標算出方法等)	医療機関等(調剤含む)での診療等の件数			
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	目標値	240,361	235,042	227,662	0
	実績値	240,361	233,124		
	達成度 (%)	100.0	99.2	-	-
目標値設定の考え方	前年度の診療等の件数				
アウトプットにより達成される「目的」に対する事業の成果指標 (アウトカム)	指標名	給付割合			指標単位 %
	指標説明 (指標算出方法等)	給付件数 ÷ 年間平均受給者数(8,770) × 100 平成17年度 8,770人 平成18年度 8,357人			
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	目標値	27	28	28	0
	実績値	27	28		
	達成度 (%)	100.0	100.0	-	-
目標値設定の考え方	受給者全員				
資源配分 (インプット)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	直接事業費 (千円)	489,732	483,158	477,672	62,112
	老人保健特別会計繰出金	489,732	483,158	477,672	62,112
	財源 (千円)				
	国				
	県				
	起債				
	その他				
	一般財源[A]	489,732	483,158	477,672	62,112
	人件費(正規職員)[B] (千円)	7,061	6,877	6,923	0
	平均人件費(1日当り)	30.7	29.9	30.1	30.1
	事業量1(事業に要した日数)	230	230	230	0
事業量2(事業に要した人数)	1	1	1		
年間経費([A]+[B])	496,793	490,035	484,595	62,112	
「目的」対象人数1人当り経費 (千円)	61.3	60.5	59.8	7.7	
受益者人数(8,770)1人当り経費(千円)	56.6	55.9	55.3	7.1	
経費に関する補足説明	国庫・県費等の補助金等は直接、老人保健特別会計の歳入で受ける。制度改正により平成20年4月から後期高齢者医療制度に移管される。				

IV Check (事業の自己評価・一次評価)

		単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	
	活動結果指標目標達成度	%	100.0	99.2	-	-	自己評価 (5点評価)
	(アウトプットの達成度分析、問題点・課題などを記入。) 本事業は、老人の健康増進が医療費の抑制につながるため、年々の繰出金減額が望ましいものである。						
有効性	成果指標目標達成度	%	100.0	100.0	-	-	自己評価 (5点評価)
	成果向上率	%	-	3.7	-	-	
	(事業実施による目的に対しての有効性分析、問題点・課題などを記入。) パンフレット作成により、重複受診等の抑制に努めている。						
効率性	活動実績1単位当り経費	千円	2.1	2.1	-	-	自己評価 (5点評価)
	効率性増減率	%	-	1.7	-	-	
	(効率性・コストの分析、問題点・課題などを記入。) 一件あたりの単価が表示されているが、医療費の伸びによりその数値は大きく左右される。						
必要性	公共性の高低	<input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低					自己評価 (5点評価)
	(公共性、市民ニーズ、緊急性などを分析、問題点・課題などを記入。) 老人保健法において、その負担割合が定められていて、老人が安心して医療機関等で受診できる。						
総合評価	自己評価をふまえた現状分析 老人保健法の定めに基づき繰入れしている、 正確な事務が行うことができている。		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>評価グラフ</p> </div>				

V Action&Plan (改善の内容及び次年度以降の計画)

	平成20年度にできる改善・改革	平成21年度以降にできる中期的な改善・改革
今後の方向性とその理由	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 事業統廃合 <input type="checkbox"/> 予算充実 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 手法見直し	<input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 <input type="checkbox"/> 事業統廃合 <input type="checkbox"/> 予算充実 <input type="checkbox"/> 予算削減 <input type="checkbox"/> 手法見直し
	老人保健法に基づき繰入れ実施している。自治体の裁量権なし。 平成20年度には老人保健制度が廃止され、新たに後期高齢者制度が設立される。	
(現状維持以外の改善方法)		
改善によって期待される効果	効果(アウトカム)面	効果(アウトカム)面
	コスト面	コスト面
(現状維持の場合も記入)	仮に事業を中止、統廃合した場合に予測される影響(プラス面、マイナス面) 法律に基づく負担金であり、制度が改正されない限り、中止は不可能。	